平成２４年（フ）第５４号
石川県能美市東任田町イ47番地　市営緑町住宅・５－９号
債務者　前川　芳美
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７０号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目13番２―504号
債務者　秋山　精昭
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目13番２―504号
債務者　秋山　美保
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市中通町454番地２、前住所長崎県佐世保市藤原町１番11号
債務者　立石　秀登
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
愛知県豊橋市吉川町184番地３
債務者　小田　　薫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１９９号
愛知県豊橋市大国町105番地　405
債務者　中山　智昭
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５４１号
千葉県市川市南行徳３丁目２番23号　グリーン・ルーフ206号
破産者　星野　　忍
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９号
長崎県佐世保市瀬戸越３丁目11番47号
破産者　有限会社秋山デザイン室
1　決定年月日　平成24年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
千葉県船橋市二和西５丁目６番17号
破産者　株式会社匠
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８６号
埼玉県川口市大字里919番地の１　201号、開始決定時の住所千葉県船橋市二和西５丁目６番17号
破産者　高橋　健一
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８０号
千葉市若葉区坂月町287番地
破産者　有限会社リンク
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０７号
千葉市若葉区若松町2100番地の12
破産者　小嶋　靖弘
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９１号
千葉市若葉区若松町502番地の24
破産者　黒澤ひろみ
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１０号
千葉県船橋市本町１丁目29番１号本町ヴィレッヂ201号
破産者　株式会社Ｈａｒｖｅｓｔ
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１１号
千葉県船橋市本町１丁目29番１号本町ヴィレッヂ201号
破産者　脇山大二郎
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺４丁目９番30号
破産者　小松　利匡
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２０４号
千葉県松戸市松戸新田473番地の１　レオパレスα101号
破産者　宮崎　洋一
1　決定年月日　平成24年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６８号
茨城県石岡市国府３丁目４番11号
破産者　有限会社まつ乃商事
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
茨城県つくば市吉瀬1091番地
破産者　株式会社ウィンカンパニー
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
茨城県石岡市南台４丁目３番５号
破産者　幡谷　義廣
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係